

編集後記

ここに『北の丸』第四十四号をお送り致します。所収した論考の概略は以下のとおりです。

「書物方年代記③」は、徳川將軍家の蔵書（いわゆる紅葉山文庫）を管理する書物方の業務日誌の紹介です。本稿は、第四十二号・第四十三号から継続的に発表しているもので、今回は安永六年（一七七七）から寛政六年（一七九四）の記述の中から特筆事項をまとめて紹介しています。

「当館所蔵漢籍の「宋版」及び「元版」の解題②」は、第四十三号に続き、国立公文書館が所蔵する漢籍について、その書物の内容・著者・伝来等を解説したものです。当館は、中国の南宋時代に刊行された「宋版」と元時代に刊行された「元版」を約一三〇部ほど所蔵しており、これらの書籍を一般の利用者にも分かり易く解説することを目的としたものです。

「農林水産省の文書管理と移管文書の特徴」は、当館で実施されている「公文書館専門職員養成課程」の修了論文です。農林水産省から国立公文書館に移管された文書に考察を加えたもので、農林水産省の過去の文書管理規則等を手がかりに、移管された文書が農林水産省内でどのような意味と位置付けのものであったかを明らかにしています。

「意思決定過程を示す文書の作成と移管」もまた、当館で実施されている「公文書館専門職員養成課程」の修了論文です。平成二十三年四月一日に「公文書等の管理に関する法律」が施行され、その第4条において「経緯も含めた意思決定に至る過程」に関する文書の作成が行政機関に義務づ

けられました。移管された「水資源開発基本計画」関係文書に考察を加えることで、今後第4条の精神を活かし、法の趣旨を全うする形で「経緯」に関する文書を作成・管理し、国立公文書館へ移管するためには、どのような課題があるのか、その課題と展望を示めたものです。

「国立大学からの民事判決原本の移管完了について」は、平成二十三年、国立大学からの民事判決原本の移管が完了し目録が公開されましたが、その十年余の業務についてまとめたものです。全国十の国立大学が所蔵する民事判決原本を国立公文書館に移管する計画は、平成十二年から十二年計画で開始し、本年度ようやく完了しました。

「ニュージーランド公文書館の近年の取組」は、ニュージーランドにおいて、二〇〇五年の公記録法制定以降、公文書館（Archives New Zealand）が進めてきた取組のうち、標準策定の動きと電子情報・記録の管理に関する取組について、その概要を紹介したものです。

当館では、所蔵資料をあるテーマに沿って展示した特別展を毎年開催しており、来館者の皆様からご好評をいただいております。「展示会報告」は、平成二十三年の春に行われた展示会の概略を報告したものです。

来館が難しい方々にも当館の資料が利用できるよう、デジタルアーカイブの充実を図っています。ホームページのアドレスは <http://www.archives.go.jp/> です。是非、ホームページをご覧ください。

（土屋）